

草津市告示第198号

令和5年6月9日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和5年7月6日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和5年度草津市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

令和5年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）

2 要領 略

（令和5年7月6日揭示済み）

草津市告示第200号

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月10日

草津市長 橋川 渉

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、原油価格・物価高騰の影響により、指定管理施設の運営に支障が生じている指定管理者を支援するため、予算の範囲内において、令和5年度草津市指定管理事業運営支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条の規定により指定されたものをいう。
- (2) 電気 指定管理者が管理する公の施設（以下「指

定管理施設」という。）で使用する電気をいう。

(3) ガス 指定管理施設で使用するガスをいう。

(4) 燃料 指定管理施設で使用する重油、灯油（暖房器具等に使用するものは除く。）をいう。

(5) 単価 指定管理施設の月額の使用料から基本使用料を控除した額を同月使用量で除したものをいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象者は、指定管理者であって、物価高騰の影響により、使用する電気・ガス・燃料の項目に係る単価が上昇しているものとする。ただし、これらの項目のうち、施設の管理に関する協定において精算対象となる項目は除く。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、令和3年4月から令和4年3月までの各月単価の平均と令和4年4月から令和5年3月までの各月単価の平均の差に、令和3年度の使用量を乗じた額を電気・ガス・燃料の別に算出し、足し合わせた額から既に交付された草津市指定管理事業運営支援金交付要綱（令和4年草津市告示第19号）に基づく支援金を控除した額とする。

2 前項で算定できないものについては、市長が認めた額とする。

（支援金の申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする指定管理者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に令和5年度草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。また、申請は1施設につき1回限り行うことができる。

2 市長は、規則第13条に規定する実績報告は、前項の令和5年度草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第6条 市長は、規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（支援金の使途報告および調査）

第7条 市長は、規則第11条に基づき、支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、支援金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 支援対象事業者は、前項の規定により市長から報告を求められたときまたは調査することを通知されたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

第8条 市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、ま

たは既に交付した支援金の返還を命ずることができ
る。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 規則第17条に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、令和5年度草津市指定管理事業運営支援金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年7月10日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条および第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記
様式第1号（第5条第1項関係）

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調査

施設名 _____

1. 電気

令和3年4月から令和4年3月までの各月単価の平均)	令和4年4月から令和5年3月までの各月単価の平均)	単価差 ③ (②-①)	令和3年度の の使用量 ④	算定額 ⑤ (③×④)
円/kWh	円/kWh	円/kWh	kWh	円

2. ガス

令和3年4月から令和4年3月までの各月単価の平均)	令和4年4月から令和5年3月までの各月単価の平均)	単価差 ③ (②-①)	令和3年度の の使用量 1	算定額 ⑤ (③×④)
円/m ³	円/m ³	円/m ³	m ³	円

3. 燃料

令和3年4月から令和4年3月までの各月単価の平均)	令和4年4月から令和5年3月までの各月単価の平均)	単価差 ③ (②-①)	令和3年度の の使用量 ④	算定額 ⑤ (③×④)
円/ℓ	円/ℓ	円/ℓ	ℓ	円

4. 既に交付された草津市指定管理事業運営支援金交付要綱に基づく支援金

円 ⑦

申請額 (⑤+⑥+③-⑦)

(注)

- (1) 算定額 (⑤、⑥、③) が負数となる場合はマイナスで入力してください。
- (2) 各値を算定する際は、小数点以下第2位を四捨五入してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

草津市長

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付決定取消通知書

年 _____ 月 _____ 日付け第 _____ 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決 定 の 区 分	一部取消し ・ 全部取消し
交付決定額	円
取消し金額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

様式第3号（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

令和5年度草津市指定管理事業運営支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および令和5年度草津市指定管理事業運営支援金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

(令和5年7月10日掲示済み)

草津市告示第201号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税当初賦課納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年7月21日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	前田 愛美	R5	R5
2	滋賀県草津市西草津一丁目8番49号	井之口 武	R5	R5
3	滋賀県草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号	松浦 一信	R5	R5
4	米国	牧野 千尋	R5	R5
5	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号プリムヴェール	駒井 泉子	R5	R5
6	マレーシア	ZULZIKRY HAFIZ BIN ABU BAKAR	R5	R5
7	英国	GAIR HAYA VERLA CHRISTINE	R5	R5
8	中国	ZHENG YOUWEI	R5	R5
9	滋賀県草津市野村八丁目9番9号	寶角 弘保	R5	R5
10	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号コスモ草津武番館	山根 暁	R5	R5
11	滋賀県草津市上笠一丁目2番5-1109号 レイクシティ上笠	佐藤 浩	R5	R5
12	滋賀県草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ壹號館	中島 凌汰	R5	R5
13	滋賀県草津市青地町213番地1-403ディアコート青地I	原田 雅浩	R5	R5
14	滋賀県草津市青地町749番地4-309 ブランドール	山岸 佑平	R5	R5
15	滋賀県草津市南草津五丁目2番地8-2F RED & BLUE	福原 優	R5	R5
16	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号シティハイム梨園	NGUYEN THI MINH HUYEN	R5	R5
17	滋賀県草津市笠山一丁目4番10-420号リパティヒルズII	KAYEMBA HENRY	R5	R5
18	滋賀県草津市南笠東二丁目9番3号	藤井 聖哉	R5	R5
19	滋賀県草津市南笠東二丁目6番6-402号コニオンビル	岡本 庄司	R5	R5
20	滋賀県草津市南笠東三丁目16番10号	山西 美穂	R5	R5
21	滋賀県草津市追分南三丁目2番36号	井手口 芳弘	R5	R5
22	滋賀県草津市西洪川一丁目17番11-201号エスブランズ	木許 晴二郎	R5	R5
23	滋賀県草津市矢橋町69番地39	北野 雅己	R5	R5
24	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201ベルエポック	井上 健	R5	R5
25	滋賀県草津市橋岡町3番地14	平野 誠士	R5	R5
26	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	須藤 賢治	R5	R5
27	滋賀県草津市下笠町1020番地2スチューデント宇野 1302号	横江 尚志	R5	R5
28	滋賀県草津市木川町864番地レジデンス草津 204号	齊藤 良郎	R5	R5
29	滋賀県草津市木川町952番地28	坂本 昭	R5	R5
30	滋賀県草津市木川町880番地1木川団地 32棟2号	坂元 香奈恵	R5	R5
31	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号ジャンポールI	田川 良平	R5	R5
32	滋賀県草津市平井一丁目5番23-105号草津前川ハイツ	小林 武史	R5	R5
33	滋賀県草津市青地町270番地3サンクリエート・ハヤシ壹號館 1709号	LIANG HAOWEN 梁 浩文	R5	R5
34	滋賀県草津市矢橋町105番地1-523カーサ・ソラッツオ	浅野 成人	R5	R5
35	滋賀県草津市野路東五丁目2番31-1315号レイクシャト-KYOWA	THEODORE MATTHEW PATAWARI DA CUNHA	R5	R5
36	滋賀県草津市草津三丁目14番23号 紫光苑 1-1号	五戸 猛博	R5	R5
37	滋賀県草津市追分三丁目24番17-102号ドミール中尾台B	藤原 涼子	R5	R5
38	滋賀県草津市追分三丁目2番19-111号草津ロイヤルマンション	松本 幸二	R5	R5
39	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号ハイツフクナガ	村上 安広	R5	R5
40	滋賀県草津市南笠東三丁目2番15-1号	斎藤 一	R5	R5
41	滋賀県草津市平井三丁目1番15-1号森江マンション	大幡 巧	R5	R5
42	滋賀県草津市木川町955番地3-101砂池団地	佐山 一真	R5	R5
43	滋賀県草津市新堂町202番地	藤野 宏行	R5	R5

(令和5年7月14日揭示済み)

草津市告示第202号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月14日

草津市長 橋 川 渉

令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和5年7月21日に送達があったものとみなす。

- 1 送達すべき書類

令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	令和5年度	令和5年度
2	迫 智久	滋賀県栗東市辻355番地1（205号）レ・ユニオン辻	令和5年度	令和5年度
3	濱口 誠一	三重県いなべ市大安町大井田2263番地メゾン・シグナス大安Ⅱ215号室	令和5年度	令和5年度
4	伊波 園子	沖縄県那覇市首里山川町1丁目127番地1エレガント・ハーモニー首里山川102	令和5年度	令和5年度
5	高田 想	三重県津市河芸町中別保251番地2	令和5年度	令和5年度
6	新庄 三次	滋賀県草津市下笠町1426番地	令和5年度	令和5年度

(令和5年7月14日揭示済み)

草津市告示第203号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年7月21日に送達があったものとみなす。

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書

公示送達

発送先宛名	発送先住所
山本 初太郎	滋賀県草津市南笠町1443番地1
長目 光	大阪府大阪市西区九条南四丁目15番6号
山元 千太郎	滋賀県草津市下笠町
井上 辰之助	滋賀県草津市下笠町
有限会社 東海住建	滋賀県草津市大路二丁目1番41号
株式会社 アースディ	滋賀県草津市馬場町207番地78
株式会社 セコウ	大阪府大阪市北区天神橋二丁目5番25号
栄都開発 株式会社	大阪府大阪市北区末広町17番地
大成開発 株式会社	大阪府大阪市北区西扇町17番地

(令和5年7月14日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年7月4日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市草津三丁目7番15-101号 シャーメゾン ヴィ バーチェ 勝瑞 晃大、勝瑞 麻央	草津市矢橋町字勅使ノ 岡1459番2 外1筆	397.52㎡	R5.7.4	1679

(令和5年7月4日掲示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分する
ことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16
号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6
年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次
のとおり公告する。

令和5年7月7日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件 番号	物件名	メーカー・ 規格	予定価格 (入札保 証金)
05030101	液晶テレビ (32V型) (現地直接引き取り 限定)	三菱 LCD-32MX11	3,000円 (300円)
05030102	ビデオカセットレ コーダー	三菱 HV-BS830	1,000円 (100円)
05030103	豆型天板テーブル (現地直接引き取り 限定)	K O K U Y O MTL-301	1,000円 (100円)

05030104	ミーティングチェ アー (4脚) (現地 直接引き取り限定)	K O K U Y O CK-305K	1,000円 (100円)
05030105	円形ロビーソファ ー (現地直接引き取り 限定)	不明	3,000円 (300円)
05030111	ガラス製テレビ台 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り 限定)	不明	300円 (30円)
05030112	背面ミラー付きラッ ク【リサイクル家具】 (現地直接引き取り 限定)	I K E A	600円 (60円)
05030113	木馬【リサイクル品】 (現地直接引き取り 限定)	不明	700円 (70円)
05030114	筋力トレーニング器 具【リサイクル品】 (現地直接引き取り 限定)	不明	600円 (60円)
05030115	木製ボックス4個 セット【リサイクル 家具】 (現地直接引 き取り限定)	不明	200円 (20円)

05030116	ハンガーシェルフ 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り 限定)	平安伸銅工業 株式会社	100円 (10円)
05030117	回転式チェア【リサ イクル家具】(現地 直接引き取り限定)	不明	200円 (20円)
05030118	木製三段ボックス 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り 限定)	不明	100円 (10円)
05030119	ハンガーラック【リ サイクル家具】(現 地直接引き取り限定)	不明	100円 (10円)
05030120	アイロン台【リサイ クル家具】(現地直 接引き取り限定)	山崎実業	100円 (10円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者
 - エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
 - カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
 - キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)
 - ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者
 - ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
 - コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和5年7月7日(金)から令和5年8月28日(月)まで
 - (2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和5年7月14日(金)午後1時から令和5年7月31日(月)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込(本申込)登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き(本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売払物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和5年7月19日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター(滋賀県草津市馬場町1200-25)
【豆型天板テーブル、ミーティングチェア、円形ロビーソファ】
草津市 旧合同ビル(滋賀県草津市大路二丁目11-51)
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
- (3) その他 前日(令和5年7月18日)午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和5年8月14日(月)午後1時から令和5年8月21日(月)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和5年8月21日(月)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和5年8月23日(水)午後5時
- 10 入札の無効に関する事項
次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約締結および売買代金支払方法
- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和5年8月28日(月)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和5年9月4日(月)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。
- 12 落札した売払物件の引渡し等
契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。
なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。
- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他
ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。
イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。
ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。
エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- 13 契約にあたって付する主な特約
- (1) 公序良俗に反する使用の禁止
ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。
イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。
ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

い。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調書等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305 F A X 番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和5年7月7日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第16号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月3日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和5年7月27日（木）午後2時30分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年7月3日掲示済み)

草津市教育委員会告示第17号

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月5日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成13年草津市教育委員会告示第23号）の一部を

次のように改正する。

第10条第1項中「団体登録証」を「第3条に定める草津市教育委員会社会教育関係団体登録申請書に記載した内容のうち、団体名、代表者名、代表者住所、事務所住所、連絡先および活動種類」に改め、同条第2項中「教育委員会は、」の右に「団体登録証の内容に係る事項の」を加える。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市教育委員会様

団体名 _____

代表者名 _____

登録内容変更申請書

このことについて、下記のとおり登録内容の変更を申請します。

記

1 変更項目 (変更内容に○を付けてください)		団体名 ・ 代表者名 ・ 代表者住所 事務所住所 ・ 連絡先 ・ 活動種類
2 変更内容	変更前	
	変更後	

*この欄は教育委員会が記入します。

*団体登録証の返却	(あり・なし)
*返却日	
*登録番号	—

付 則

(施行期日)

- この要綱は令和5年7月5日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和5年7月5日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年7月14日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中 島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第四保育所 志津こども園 山田こども園 笠縫こども園
教育委員会	志津小学校 草津小学校 老上西小学校 玉川小学校 笠縫東小学校 草津中学校 新堂中学校

(2) 監査の時期 令和5年6月6日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：第四保育所

指摘事項
① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、毎月1回の残高確認で、その月に金銭の動きがないときは確認していない会計があったので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：山田こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：笠縫こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：志津小学校

意見
① 近年の住宅開発に伴う児童数の増加により過大な規模となり、施設の手狭さや指導面のマネジメントを困難にするなど、教育活動の展開に支障が生じることが懸念される。子どもたちが、少しでも良好な学校生活を送れるよう、また、円滑な学校運営ができるよう施設の不具合箇所の早急な改善や老朽箇所への対応、また、人員配置についても配慮されるよう望むものである。

●監査対象：草津小学校

指摘事項
① 各会計簿には、会計を締めた際に校長・教頭・会計担当・学年担当の確認印（監査とのこと。）が押印してあったものの、ハンドブック上の監査は、総括責任者、出納責任者および会計担当者以外の2名以上で行うこととされているので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上西小学校

指摘事項
① スポーツ振興センター会計の出納簿がなかった。また、毎月1回の残高確認行為について、4月～12月分をまとめて確認し、各月の確認の調書を作成していたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：玉川小学校

指摘事項
① スポーツ振興センター会計について、決算書が作成されていなかった。また、毎月1回の残高確認について、複数の会計において複数月をまとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東小学校

指摘事項
① スポーツ振興センター会計については、伝票および毎月1回の残高確認が行われていなかった。また、複数の会計において、毎月1回の残高確認が複数月まとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：草津中学校

指摘事項
① AEDの点検において、体育館設置の1台は10日以上点検できていないことが複数あったので、AEDの点検は、毎日、実施されるよう改善されたい。

●監査対象：新堂中学校

意見・指摘事項
特になし

(令和5年7月14日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第7号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年7月3日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

- 1 期 日 令和5年7月10日(月) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地変更届出について(報告)
 - 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和5年7月3日掲示済み)